

不定業と既有業

—有部と上座部の業理論—

清水俊史

〔抄録〕

有部は、変更の効かない定業に対して、業の異熟を消し去ったり、その異熟を先取りしたり出来る業として不定業 (aniyata-karman) という教理を有している。また、上座部も、業が異熟しなくなった状態として、既有業 (ahosi-kamma) という教理を有している。本稿は、不定業と既有業について、その教理形成と、論書に現れるこれらの教理の具体例を考察し、両部派の業観の違いを探ることを目的とする。

キーワード 既有業、不定業、業滅、塩喩経、アングリマーラ

0. はじめに

本稿では、有部における不定業の教理と、上座部における既有業の教理とを検討する。これらの教理は、業因業果の必然性が必ずしも守られないことを説明するものであり、初期經典中に現れる順現法受 (ditṭhadhammavedanīya = 現世で果を受けるべきもの)・順次生受 (upapajjavedanīya = 来世で果を受けるべきもの)・順後次受 (aparāpariyavedanīya = それより後の世で果を受けるべきもの) の三時業を、各部派が独自に解釈したものである。これらの理解を通して両部派における業観の違いを考察する。

1. 有部における定業・不定業

有部は、業を定業・不定業の二つに分ける。このうち定業とは、順現法受業等の三時業のことであり、その後に努力や修行を積んだとしても、その異熟を取り消したり軽減したりすることは出来ず、不可転であるとされる。一方の不定業は、必ずしも異熟するとは限らず、その後の努力や修行によって、異熟を取り消したり、逆に来世で受けるはずの業を現世で先取りして受けることなどが可能である⁽¹⁾。まず、この定業・不定業について考察する。

1.1. 教理化以前の段階

有部論書において、定業・不定業の分類がはじめて現れるのは六足発智の最後に位置する『発

智論』においてであり、例えば『品類足論』は、三業を紹介するに際して順現法受・順次生受・順後次受を挙げるのみで、定業・不定業といった分類については言及していない。しかし、業の異熟の有無や、その異熟する時について変更を加えられる余地があるとする記述の萌芽は、六足発智の初期から中期にかけて成立したとされる『業施設』(KP)に既に見られる。

KP. (P277b4-278a3, D226b4-227a2) : 業は三種である。【問】 三種とは何であるか。【答】 順現法受と順次生受と順後次受である。(1) 【問】 順現法受業の異熟が生じず、順次生受と順後次受との業の異熟が生じることはあるか。【答】 答える。生じることがある。すなわち、阿羅漢果を得てから、その業の異熟が現前に生じつつ生起するからである。(2) 【問】 順次生受業の異熟が生じず、順現法受と順後次受との業の異熟が生じることはあるか。【答】 答える。生じることがある。すなわち、阿羅漢果を得てから、その業の異熟が現前に生じつつ生起するからである。(3) 【問】 順後次受業の異熟が生じず、順現法受と順次生受との業の異熟が生じることはあるか。【答】 [答える。] 生じることがある。すなわち、阿羅漢果を得てから、その業の異熟が現前に生じつつ生起するからである。

ここでは、阿羅漢果を得たものは、来世以降に受けるはずの業を現世に先取りして受けたり、あるいは業の異熟を生じないままにすることが可能であると述べられている。通常、後代の有部論書では、順現法受などの三時業は定業で不可転であり、転換が許される業は不定業という別の範疇に収められる。従って、順次生受業等の可転を認めている KP の記述は、定業・不定業の教理が成立する以前のものであると推測される。

この KP の記述は『大毘婆沙論』巻20 (T27. 103b17-28) に引用され⁽²⁾、定業・不定業の問題と絡んで理解されている。そこでは、「有学や異生も業を転じさせることができるのに、どうして KP では業の可転が阿羅漢に限られているのか」という問いに対し、三説があげられている。この三説ともに同趣旨を述べており、「凡夫や有学などと異なり、阿羅漢には勝れた力があり、その力によって、消し去ることのできる悪業を減してしまい、消し去ることのできない悪業については現世で果を受けなければならない」としている。さらに第二説にある譬喩から、悪業の果報を現世で先取りする必要について、「悪業は借金と同じで、涅槃する前に清算しきらなければならない」と考えていることが解る⁽³⁾。

このように有部では、業果を減することも、清算として業果を先取りすることも可能であると考えており、このような転ずることのできる業を『発智論』以降の有部は不定業として教理化している。従って、三時に受ける業が転じうることを述べている KP の記述は、有部における不定業の萌芽とみなすことが出来ると考えられる。

1.2. 教理の形成

KPで見られた定業・不定業の分類の萌芽は、『発智論』において初めて明文化され、『大毘婆沙論』において詳しい解説がなされる。この不定業の形成について考察する。

『発智論』巻11 (T26. 972a21-973a24)⁽⁴⁾において、三時業や黒業等四業や身語意三業といった各種業分類の包含関係が述べられている個所に、定業・不定業が取り上げられている。この部分では、三時業は定業であり、不定業は三時業の範疇外にあると考えられている。このような分類は、その後の有部論書でも引き継がれる。しかし、定業・不定業が如何なる業であるのか説明されておらず、有部の詳しい理解を知るには『大毘婆沙論』を待たなければならない。

この定業・不定業についての詳しい解説は『大毘婆沙論』においてはじめて現れ、複数の説を紹介している。第一説⁽⁵⁾は、三時業を定業とし、三時業の外側に不定業を設ける説である。これはAKBh.で世親が採用する説でもあり、禁戒や梵行によって転じることが出来るのは、このうち不定業のみであるとされる。本稿では、この第一説を四業説と名付ける。

第二説⁽⁶⁾は、不定業を二種類に分けるものである。四業説で説かれる不定業は、何について不定であるのか説かれていなかったが、この第二説では、これを異熟時と異熟果について決定・不定を分析し、二種類の区別を設けている。このうち、時不定異熟定業は、異熟する時は決まっていなくても、いつか必ず異熟を受けることが決定している。もう一方の、時異熟俱不定業は、異熟する時も異熟するかどうかとも決まっていなくて業とされる。本稿では、この第二説を五業説と名付けることにする。

またさらに第三説として、順現法受業などにも異熟果についての定・不定の区別を設け、八つに分ける説が紹介されている⁽⁷⁾。有部論書によれば、これは譬喩者や経部の説とされる⁽⁸⁾。この譬喩者は、五無間業を含めて一切の業が可転であると主張していたとされ、有部から非難の対象となっている⁽⁹⁾。

これら定業・不定業についての諸問題は、『大毘婆沙論』にほぼ出尽している。その後の有部論書は、主として四業説を有部説として紹介しており、これが有部で最も有力な説であったと考えられる⁽¹⁰⁾。また、第二の五業説も有部論書中で言及され、有部の一説として受け入れられていたと考えられる⁽¹¹⁾。ここで、四業説・五業説について異熟時・異熟果の決定・不定を図示すれば次のようになる。

	四業説	五業説	異熟時	異熟果
定業	順現法受業		決定	決定
	順次生受業		決定	決定
	順後次受業		決定	決定
不定業	不定業	時不定異熟定業	不定	決定
		時異熟俱不定業	不定	不定

従って、一切業が可転であるとする譬喩者に対し、有部は不可転である定業と、転じうる不定業との二種を設けていたことが解る。

1.3. 有部の『塩喩経』解釈

続いて本項は、『塩喩経』に対する有部の見解を検討する。この経には、悪業をなしても修行に励む者は、地獄で果報を受けることなく、現世で果報を受けるだけで済むことが述べられている。本経は漢訳に『中阿含』巻3, 11として残っており、さらにパーリ対応經典としてAN. iii, 99がある。まず、有部所伝とされる『中阿含』巻3, 11には次のように説かれる。

『中阿含』巻3, 11 (T01. 433a25-b02) : (1) 人有りて不善業を作して、必ず苦果として地獄の報を受く。云何が人有りて不善業を作して、必ず苦果として地獄の報を受くるや。謂く一人有りて、身を修せず、戒を修せず、心を修せず、慧を修せず、寿命甚だ短し。是、人有りて、不善業を作して、必ず苦果として地獄の報を受くと謂う。(2) また次に、人有りて不善業を作して、必ず苦果として現法の報を受く。云何が人有りて不善業を作して、必ず苦果として現法報を受くるや。謂く一人有りて、身を修し、戒を修し、心を修し、慧を修し、寿命極めて長し。是、人有りて、不善業を作して、必ず苦果として現法の報を受くと謂う。

ここでは、(1) 修行に励まぬものの悪業は悪趣へ導き、(2) 修行に励むものの悪業は現世で受けることが述べられている。必ずしもこの中阿含の文言は、不定業や業の可転について述べたものではない⁽¹²⁾。しかし、この経の解釈を巡って『大毘婆沙論』と『順正理論』は、地獄で受けるはずの業の異熟を現世に転じて受けているとして、不定業と関連させて議論している。『大毘婆沙論』は、次のように解釈するのが正しいとする。

『大毘婆沙論』巻20 (T27. 100a16-25)⁽¹³⁾ : 是の説を作すべし。『彼は、一人ありて一種の業を造り、一異熟を感ずることを説くなり』と。謂く、一人有り、一生命を害す。此の業、能く地獄の異熟を引く、彼れ若し精勤修道して阿羅漢を成ずること能はざれば、便ち地獄へ往きて此の業果を受く。彼の人、若し精勤修道して阿羅漢を成ぜば、便ち能く地獄の苦事を引取して、人身中に此の業を受く。衆同分を引くこと能はず。衆同分を引く業、寄受⁽¹⁴⁾すべからざるが故なり」と。此れに由りて尊者世友、説いて言う「頗し地獄の苦事を引きて、人身中に受くること能う有りや不や。答えて曰く。能う有り。謂く、若し阿羅漢果を証得せば、殊勝の定慧、身に熏修するが故に、能く此の事を為すも、諸の有学及び諸の異生は、能く此の事を為すに非ず。

問題となる『塩喩経』では、同じ悪業を為しても、それが地獄の異熟を招く場合と、現世の人中で苦受を受けて済む場合があることが述べられている。そこで『大毘婆沙論』は、この経の理

解について「阿羅漢には来世が無いので、来世で受けるはずの悪業の異熟を受けることが出来ない。よって本来地獄で受けるはずの悪業の異熟を、勝れた定慧の力によって引取して、現世の人中で受ける」と阿羅漢のみにある特別な事例として本経を理解するのが正しいとしている。

この阿羅漢の勝れた定慧によって、業を現世に転じて清算するということは、すでに述べたように、『大毘婆沙論』巻20 (T27. 103c05-06) で、「業は借金と同じで、涅槃する前に清算しなければならない」という譬喩を用いて説かれており、その萌芽を KP に求めることが出来る。従って、『大毘婆沙論』における本経の解釈も、このような定業・不定業の教理上に成り立っているものと考えられる。『順正理論』では、より直接的に定業・不定業と結びつけて、本経が理解される⁽¹⁵⁾。『順正理論』は次のように説く。

『順正理論』巻40 (T29. 569c02-10) : 云何が名けて順不定受と為すか。謂く、薄伽梵、一類の業を見るに、或は尸羅に由り、或は正願に由り、或は梵行に由り、或は等持に由り、或は智力に由り、全く果なからしめ、或は軽微ならしめ、或は位を移さしむ。此の一切を説いて不定業と名く。此の業を転ぜんが為に、応に浄行を修むべし。諸の有情類、此の業最も多し。然るに契經に、「或るものは、諸業有りて、応に現法に受くべし。而も或るものは転じて、地獄に於いて受く」と言うは、此の中、順現受業を弁ずるに非ず。意は、業ありて順不定受なることを説く。若し能く、身・戒・心・慧を精修すれば、此の所造の業は、応に人間に受くべし。身・戒・心・慧を精修せざるに由り、便ち此の業に乗じて、奈落迦に墮す。

従って、『塩喩経』において問題となっているのは、順現法受業などの定業ではなく、不定業であると理解している。ここでも業が転じうるのは不定業のみであり、定業は不可転であるという規則は守られている。このように、有部では『塩喩経』における事例について、不定業をその後の修習(『大毘婆沙論』によれば阿羅漢の定慧)によって転じ、現世で受けたものであると理解している。

1.4. 小結

有部における定業・不定業の展開について概観した。来世に受けるはずの業を現世に転換したり、業果を打ち消したりするという記述は KP に見られ、それを元にして不定業の教理が形成された可能性が考えられる。定業・不定業は『発智論』において明文化され、〈三時業すべてが定業であり、不定業は三時業の範疇外に置かれる〉という、後に有部が採用した分類がここで完成している。『大毘婆沙論』以降の定業・不定業の教理は、五無間業を含め一切業が可転であるという譬喩者の主張と対比させられて説かれている。この譬喩者の説と比べると、有部の定業・不定業の特色は、三時業すべてが定業であり、その異熟を必ず受けなければならない点にあると言える。

さらに、不定業の萌芽が現れる KP の記述や、『大毘婆沙論』『順正理論』で取り上げられる『塩喩経』に関する議論では、阿羅漢といえども、すべての業の異熟を消し去ることはできず、消し去れなかった業については、清算として現世でその報いを受けなければならないとされている。このことから、有部は業果の必然性を重視していた傾向がうかがえる。

2. 上座部における既有業

つづいて上座部における既有業を検討する。上座部も、たとえ悪業を積んだとしても、その後の修行などによってその業を打ち消すことができるとしている。この打ち消されて、もはや異熟しなくなった業のことを既有業という。上座部では、有部と異なり定業・不定業という分類を設けておらず、順現法受業・順次生受業・順後次受業のいずれも既有業になりうると考えられている⁽¹⁶⁾。浪花宣明 [1994: p. 14.8-15]⁽¹⁷⁾ は、この既有業の概念によって、業が異熟をなすことなく消えてしまう〈業果の滅〉が教理上明確な位置を持っていると指摘している。これは有部の言葉を借りれば、異熟果の不定を認めていることになる。本節では、上座部の既有業を中心に考察をすすめる。

2.1. 既有業の教理形成

まずは既有業の教理形成について考察する。既有業の教理は、パーリ・アビダンマの七論には現れず、Vis. において初めて現れる。しかし業果の必然性が必ずしも守られないことが教理化される萌芽は、Pts. に見られる。この部分は、後に既有業 (ahosikamma) の教理の元になっている。

Pts. (Vol. ii p. 78.3-11) : (1) 業が既にあり、業の異熟はあった。(2) 業が既にあり、業の異熟はなかった。(3) 業が既にあり、業の異熟はある。(4) 業が既にあり、業の異熟はない。(5) 業が既にあり、業の異熟はあるだろう。(6) 業が既にあり、業の異熟はないだろう。

(7) 業があり、業の異熟はある。(8) 業があり、業の異熟はない。(9) 業があり、業の異熟はあるだろう。(10) 業があり、業の異熟はないだろう。

(11) 業が未来にあり、業の異熟はあるだろう。(12) 業が未来にあり、業の異熟はないだろう。

ここでは過去・現在・未来にある業と、その業の三時における異熟との関係が示され、未来にある業が過去・現在に異熟を生じることが出来ないことなどが述べられている。従って、この Pts. は必ずしも業滅や業の可転・不可転を主題としたものではないが、(2) (4) (6) (8) (10) (12) の記述は、業が三時にわたって異熟しない可能性を暗黙のうちに認めている。後世のパーリ註釈者は、上記の Pts. を三時業にあてはめて解釈し、さらに「業の異熟はなかった」「業の異熟はないだろう」「業の異熟はない」という三つの記述を根拠にして、既有業を次のように定義する。

Vis. (p. 601.6-8) : そのような「異熟を引く」力のないものは既有業である。「業の異熟はなかった」「業の異熟はないだろう」「業の異熟はない」と、このようなこの三つにより既有業と名付けられるのである。

このように、過去・現在・未来にある業とその業の三時における異熟との関係を示す Pts. の議論に、既有業の教理の萌芽を求めることが出来る。

2.2. 異熟時の決定

以上の既有業の教理によって、上座部は異熟果については不定であり、異熟を受けることなく消し去ることが出来ると考えていることが解った。つづいて、Kv. の議論から、異熟時の移転について上座部が、どのような見解を抱いていたかを検討する。Kv. 21, 8 において、「一切業が決定している」とする他論師に対し、上座部論師は「決定していない」と主張し、議論を展開している。上座部論師に対して、他論師は次のように一切業決定を主張している。

Kv. 21, 8 (pp. 611.35-612.14) : 〈他論師〉「〈順現法受業は、[612] 現法に感受するという意味によって決定し、順次生受業は…略…順後次受業は、後次に感受するという意味によって決定している〉と言ってはならないのか」

〈自論師〉「その通りである」

〈他論師〉「順現法受業は、順次生受となり、順後次受となる。…略…順次生受業は、順現法受となり、順後次受となる。…略…順後次受業は、順現法受となり、順次生受となるのか」

〈自論師〉「そのように言ってはならない…略…」

〈他論師〉「それでは、順現法受業は、現法に感受するという意味によって決定し、順次生受業は…略…順後次受業は、後次に感受するという意味によって決定している」

この議論において、上座部論師および他部派論師ともに、順現法受業を順次生受や順後次受に転換して異熟を先延ばしにしたり、逆に順後次受業を順現法受や順次生受に転換して異熟を先取りしたりすることが出来ないとしている。従って、上座部は、異熟時については決定であると考えていることが解る⁽¹⁸⁾。この問題について KvA. 21, 8 は、既有業によって説明する。

KvA. 21, 8 (p. 194.14-17) : 「現法に感受するという意味によって決定し」と、ここでは「順現法受とは、現法に感受するという意味だけであり、もし現法で異熟を与えることが出来るならば与え、そうでなければ既有業と名付けられるものとなる」と、この意味を意趣して自論師⁽¹⁹⁾ の主張がある。

従って上座部は、順現法受業などの三時業について、異熟果については不定であり、三つとも既有業の状態になることを認めているが、異熟時については決定しており、変更が効かないと考えていたことが解る。

2.3. 阿羅漢と既有業

Vis. 以降の上座部では、業の異熟する時に基づいて、現世で異熟を与える業を順現法受業、来世で異熟を与える業を順次生受業、来世より後に機会を得たときに異熟を与える順後次受業、そして前者三業が異熟を与える機会を失っている場合、それを既有業として、業を四つに分類している。それでは、最高の出世間善である阿羅漢道によって全ての業が既有業となるのかといえ、そうではない。『アングリマーラ経』の註釈は、次のように述べ、現世で積んだ三時業のうち、阿羅漢道によって既有業となるのは順次生受業・順後次受業のみであり、順現法受業は残り異熟を与えるとしている。

MNA. 86 (Vol. iii pp. 339.22-340.1) : しかし、〔アングリマーラ〕長老の順次生受と順後次受というこれら二つの業は、業の減尽をなす阿羅漢道によって破壊されている。順現法受は [340] あり、それは阿羅漢果を得た者にも異熟を与える。

この阿羅漢にも順現法受業が残ることは、後の綱要書⁽²⁰⁾でも述べられ、アングリマーラに限らず、阿羅漢たちすべてに適用されることが解る。しかしながら上座部は、順現法受業も既有業になることを認めていることから「阿羅漢は現世で積んだ順現法受業のすべての異熟を受けなければならない」とは考えていないようである。このことは後述する KvA. 17, 2 の議論からも明らかとなる。

また上記の註釈は、現世で積んだ三時業について述べたものあり、過去世で為した順次生受業・順後次受業まで阿羅漢道によって全て破壊されるわけではない。Jā. 522 の註釈部において、阿羅漢であるモッガラナーは、過去世に犯した順後次受業の異熟によって、暴行を受け殺されたと説明されている。

Jā. 522 (Vol.v p. 126.10-11) : さて七日目に、〔モッガラナー〕長老がかつて為した順後次受業が機会 (okāsa) を得た。

したがって、阿羅漢であっても過去世でなした業の異熟を現世で受けることはあると理解されている。また、阿羅漢の非時死が問題となっている KvA. 17, 2 では「阿羅漢は、すべての業の異熟を感受してから般涅槃する。したがって、阿羅漢に非時死はない」という理解は誤っていると、次のように述べている。

KvA. 17, 2 (p. 165.18-23) : このように、あらゆる方法をもってしても、輪廻の流転があるならば、業が異熟の番 (vāra) を得たとき、悪業より逃れられる場所は、世間の何処にもない。このようであるので、次のように「業が異熟の番 (vāra) を得ていないときにも、必ず阿羅漢にとって感受されなければならない」と妄分別することによって「阿羅漢には非時の死はない」と執見が建てられてしまったのであるが、これは全くの誤りである。

阿羅漢は〈異熟の番 (vāra) を得た業〉の異熟は受けなければならないが、〈異熟の番 (vāra) を得ていない業〉の異熟は受けなくても済むと考えられていることが解る。ダンマパーラによる KvAṭ. は、この〈異熟の番 (vāra) を得ていない業〉を〈異熟の機会 (okāsa) を得ていない業〉であるとしている⁽²¹⁾。よって、阿羅漢でも受けなければならない〈異熟の番 (vāra) を得た業〉とは〈異熟の機会 (okāsa) を得た業〉であると考えられる。これは、先に見た Jā. 522 で、阿羅漢であるモッガラーナが〈異熟の機会 (okāsa) を得た順後次受業〉の異熟によって殺される、という記述と一致する。

したがって、上座部における阿羅漢道による業滅とは、輪廻が断たれ来世の生存がないという点から業滅が起きているのであって、来世の生存に関与しないものについては異熟を与える可能性を残していると考えられる⁽²²⁾。前項の結論とあわせると、阿羅漢と既有業の関係は次のように説明されるだろう。

1. 【現世で為した業】 阿羅漢になれば来世はないので、来世以降で異熟する順次生受業と順後次受業の二つは異熟しようがなく全て既有業になるが、しかし現世で受ける分の順現法受業は、機会が得られれば阿羅漢にも異熟を与える。
2. 【過去世で為した業】 異熟を与える機会を得れば、阿羅漢にも異熟を与える。

2.4. 上座部の初期経典解釈

前項までの考察の結果、上座部における業観の特徴として次の二点が指摘される。

1. 異熟時の決定を主張し、異熟果については不定であると考えている。
2. 阿羅漢にも現世でつくった順現法受業は残り、機会が得られれば異熟を与える。過去世でつくった業についても、機会を得たものについては阿羅漢に異熟を与える。

続いて、この指摘を検証するために、初期経典に対する上座部の註釈を検討する。上記の指摘を当てはめて考えるなら、上座部は、有部のように〈業果の先取り〉が出来ないはずである。ところが、初期経典中は、来世で受けるはずの業果を現世に先取りしたと読むことのできる経典が存在する。したがって、上記の指摘が正しいならば、これらの経典内容が教理と矛盾しないようにするために、何らかの改変作業が註釈文献中でおこなわれることが予想される。その改変作業を通じて、上座部の業観の特徴を検討する。

2.4.1. AN. iii, 99 まず、上座部における AN. iii, 99 の理解を考察してみよう。AN. iii, 99 は、先に検討した有部の『塩喩経』に対応する經典であり、容易に両部派の理解の違いを知ることが出来る⁽²³⁾。そこでは次のように説かれている。

AN. iii, 99 (Vol. i p. 249.16-20) : (1) 比丘らよ、ここに一部の人にとって僅かでも悪業が為されれば、それはその者を地獄に導きます。(2) しかし比丘らよ、ここに一部の人にとって全く同様に僅かな悪業がなされても、現世でのみ感受され、少しも〔来世に〕現れません。どうして多く〔現れるでしょうか〕。

このうち (1) で説かれる一部の人は、身・戒・心・慧を修習しない凡夫であるとされ⁽²⁴⁾、(2) で説かれる一部の人は、身・戒・心・慧を修習する人であり、註釈の理解によれば阿羅漢であるという⁽²⁵⁾。この經典を読む限りでは、ある人が地獄に墮ちるような悪業をなしても、その異熟を地獄で受けずに、現世に受けるだけで済むことを述べているように読める⁽²⁶⁾。既に見たように有部では〈業果の先取り〉として本經を理解しているが、異熟時の変更を認めない上座部はそのような解釈は出来ないはずである。ブッダゴーサは次のように註釈する。

ANA. iii, 99 (Vol. ii p. 360.9-24) : これら〔順現法受・順次生受・順後次受の〕相のうち、ある相によって感受すべき業を、ある人がなせば、その〔相〕によってのみ、そ〔の業〕の異熟を感受する。実に『アッタカター』において、「異熟の番を得た業だけが、〈その通りに感受しなければならない業〉とよばれる」と言われた。…中略…今や、〈その通りに感受しなければならない業〉の自性を示しつつ、「比丘らよ、ここに一部の」云々と言ったのである。

ANA. iii, 99 (Vol. ii p. 360.28-33) : 「現世で〔のみ〕感受され」とは、「その業によって⁽²⁷⁾、現法で熟さなければならない異熟の番を得ている順現法受はあり」ということである。「少しも〔来世に〕現れません」とは、「第二の自体 (=生涯) において少しも現れない。少しの量も、第二の自体 (=生涯) において異熟を与えない」という意味である。

この註釈を適用すると、上座部は本經について「一部の人は (註釈によれば阿羅漢) にとって順現法受業はあるが、来世以降に異熟は起こらない」との趣旨を述べていると理解しており、〈業果の先取り〉とは理解していない。これは、異熟時の決定を主張し、さらに阿羅漢にとって順次生受・順後次受の二つは既有業となっているが、順現法受業は残るとする上座部教理と矛盾していないことが確認される。

2.4.2. AN. x, 208 続いてAN. x 208 を検討する。本経では四無量心の修習によって「不還性」へ赴き、業の果報を現世で受けることが言及されている。榎本文雄 [1989: p. 4.13-14] も、本経について「悪業の報いを現世で先取りする」ことが述べられているとする。問題となる個所と、その部分のブッダゴーサ註は、次のようである。

AN. x, 208 (Vol. v p. 300.10-12) : 彼は次のように知ります。〈かつて、現世で、この業から生じた身体によって為された私の悪業は、すべて現世で感受され、つき従うものとはならないだろう〉と。

ANA. x, 208 (Vol. v p. 78.3-8) : 「すべて現世で感受され」とは、現法受の位について言われたのである。「つき従うものとはならないだろう」とは、「慈によって順次生受の状態が断られた故に、順次生受について、つき従うものとはならないだろう」ということである。これは、預流・一來の聖者たちの観察であると理解されるべきである。

この註釈から、〈現世で感受される業〉は、あくまで順現法受業であるとしている。また、〈つき従わない業〉は、順次生受業であるとしている。よって、註釈は「業の異熟をすべて現世で先取りしてしまい、その業の異熟が来世につき従わない」とは考えておらず、〈現世で感受される業〉と、〈つき従わない業〉とは、別々の業であると理解していることが解る。従って、来世で受ける業を現世で受ける業について「転換」あるいは「先取」というようには理解していない。従って、註釈の理解は、異熟時の決定を説く上座部教理と矛盾しないことが確認される。

2.4.3. AN. iii, 33 続いて、異熟時が移転しうると解釈できる初期経典に対して、その解釈を否定するために、発達した上座部アビダルマの造業理論が援用されている用例を見てみよう。問題となるのは次のような経典の文言についての解釈である。

AN. iii, 33 (Vol. i p. 134.20-23) : その者の自体が生じるところにその業が異熟し、その業が異熟する順現法に⁽²⁸⁾、あるいは順次生に、あるいは順後次において、その業の異熟を感受します。

ここでは「業Aは、順現法 (ditṭhe vā dhamme)、あるいは順次生 (upapajje vā)、あるいは順後次 (apare vā pariyāye) のいずれかで異熟する」と述べられているから、ある一つの業Aがいつ異熟するか決まっておらず、現世で異熟しなければ来世で、来世で異熟しなければそれ以後に異熟する、と異熟時が決まっておらず移転しうる文章であるかのように読める。しかし、上座部諸師は、この経典が、異熟時の移転を否定していると理解する。

ANA. iii, 33 (Vol. ii pp. 222.29-223.9) : それより、順現法受・順次生受・[223] 順後次受など三種の業〔の話に〕戻そう。これらに移転はなく、その通りの位にのみ存在する。なぜなら、もし順現法受業が、順次生受あるいは順後次受になるならば、「順現法に (ditthe vā dhamme)」と師が仰るはずがない。また、もし順次生受〔業〕が、順現法受あるいは順次生受になるならば、「あるいは順次生に (upapajja vā)」と師が仰るはずがない。もし順次生受〔業〕が、順現法受あるいは順次生受になるならば、「あるいは順後次において (apare vā pariyāye)」と師が仰るはずがない。

ここでは、順現法受業が、順次生受や順後次受に移りえるならば、「順現法、あるいは順次生、あるいは順後次において」と世尊が述べるはずがない、とブッダゴーサは理解していることがわかる。よって、異熟時の決定が主張されており、実際に後世の綱要書⁽²⁹⁾も、本経の註釈について三時業の異熟時の移転を否定していると理解している。

どのような教理や根拠に基づいて、このような理解に至っているのかについて、ここでは何も述べられていないが、この部分の複註は、その根拠として七速行思の造業理論を援用し、次のように述べている。

ANṬ. iii, 33 (VRI: Vol. ii p. 101.4-12) : 「これらに移転はなく」とは、「これら順現法受などに移転はなく」ということ。「移転」とは、〔順現法受などが〕順次生受などの状態になることである。それゆえに「その通りの位にのみ存在する」と言うのであり、「〔これらの業は〕順現法受など、それ自体の位においてのみ存在する」という意味である。なぜなら、第一速行思のみが順現法受となり、第七速行思のみが順次生受となり、間の五つ〔の思〕のみが順後次受となる。であるから、それらが互いに取り込まれることはない。これゆえに、〔これらの業は〕順現法受など、各々の自性においてのみ、存在するのである。だからこそ世尊によって「順現法に、あるいは順次生に、あるいは順後次において」云々と、三種の分類が示されたのである。だからこそ、「〔もし〕順現法受業〔が、順次生受あるいは順後次受になるならば…〕」云々と述べたのである。このうち、「順現法受あるいは」と師が仰るはずがないとは、「決定していないのであれば、仰るはずがない」ということである。また、これら〔業〕に移転はないのであるから、それらは自性の決定したものであるから、師は「順現法受…」云々と仰ったのである。

すなわち、上座部の教理では、速行思という心作用が業となり、この速行思は一つの認識作用において七回連続して生起する。さらにこの七つの速行思は、それぞれ生起した順番に従って順現法受・順次生受・順後次受のいずれの業になるか決定している⁽³⁰⁾。よって、彼らの教理では〈第一速行思 = 順現法受業〉〈第七速行思 = 順次生受業〉となることが決定していると考え

ているので、もし順次生受業が順現法受業に移転するとするならば、〈第七速行思 = 順現法受業〉を認めることに繋がってしまい、教理との間に矛盾が生じてしまう。従って、上座部における AN. iii, 33 の理解は、「七つの速行思 $a_1 \cdots a_7$ は、それぞれ、順現法受か、順次生受か、順後次受かのうちいずれかである」という理解であり、「ある一つの業 A は、いつ異熟するか決まっておらず、順現法 (ditṭhe vā dhamme)、あるいは順次生 (upapajje vā)、あるいは順後次 (apare vā pariyaē) のいずれかで異熟する」ではないことが解る。このような造業理論の点からも、異熟時の移転は認められないと上座部は考えていたことが確認される。

2.4.4. MN. 86 最後に、アングリマーラ経 (MN. 86) における問題を検討する⁽³¹⁾。何百人をも殺したアングリマーラは、ブッダに教化され出家し阿羅漢果を得る。しかしその後、托鉢をしている間に人々から棒や土塊を投げつけられ大けがを負ってしまう。それに対しブッダは次のように語りかける。

MN. 86 (Vol. ii p. 104.13-17) : 「バラモンよ、あなたは耐えなさい。バラモンよ、あなたは耐えなさい。バラモンよ、それによって数年、数百年、数千年ものあいだ地獄で煮られたであらうその業の異熟を、あなたはまさに現世で受けているのです」

ここでは「地獄で受けるはずの業の異熟を、現世で受けている」と述べられているのであるから、阿羅漢となり来世で業の異熟を受けられない分、業果の必然性を守るため、あるいは悪業の清算として、現世で〈業果の先取り〉をしていると読むのが自然であるように思われる。榎本文雄 [1989] や平岡聡 [2008b]⁽³²⁾ も、〈業果の先取り〉が本経で説かれていると理解している。ただし、上座部教理に従えば、異熟時の変更はできないので、〈業果の先取り〉とは解釈できないはずである。ブッダゴースは次のように註釈する。

MNA. 86 (Vol. iii pp. 339.7-340.4) : 「その業の異熟を、あなたは」とは、これは、同類の順現法受業を意趣して言われたのである⁽³³⁾。…中略…順現法受は [340] あり、それは阿羅漢果を得た者にも異熟を与える。それについて世尊は「あなたは」云々と仰ったのである。従って、「その (yassa kho) [業の異熟をあなたは]」というのは、ここでは「バラモンよ、それと類似した (yādisassa kho) 業の異熟をあなたは」とこのような意味であると理解しなければならない。

まず、阿羅漢果を得た後にアングリマーラが受けた苦受とは、現世で受けるべき順現法受業の異熟であると理解している。これは、既に 2.3. で述べように、阿羅漢となったアングリマーラにとって、順次生受業と順後次受業とは既有業になってしまっており、順現法受業しか残っていないとする理解と矛盾していない。よって、順次生受業を現世で先取りしていると、註釈は解釈し

ていないことが解る。

続いて、MN. 86 の「アングリマーラは地獄で受けるはずの悪業の報いを現世で受けている」という經典の記述に対する上座部の註釈を検討しよう。この經典の記述は、上座部教理にとって非常に都合が悪い。なぜなら地獄で受けるはずの業とは、来世で受けるはずの順次生受業のことであろうから、これを現世で受けるという經典の記述は、異熟時の決定を主張する上座部教理と矛盾を起こしている。また、先に見たように、上座部ではアングリマーラの受けた苦受について順現法受業の異熟と理解しているので、これを来世で地獄で受けるはずの業と同一視することは出来ないはずである。そこで註釈は、MN. 86 の yassa を yādisassa に置き換えて、「受ける業の異熟」を「受けるのと類似した業の異熟」に読み替えて巧みに回避している。この言い換えている部分は、関係代名詞を使用した文のため、一部分だけを日本語にするのは難しい。原文と註釈に従った文章の全訳は以下の通りとなる。

MNA. 86 (Vol. iii p. 340.2-4) に従った MN. 86 (Vol. ii p. 104.13-17) : 「バラモンよ、あなたは耐えなさい。バラモンよ、あなたは耐えなさい。バラモンよ、あなたが数年、数百年、数千年ものあいだ地獄で煮られたであろう、それと類似した業の異熟を、あなたは現世でまさに受けているのです」

したがって、地獄で苦を受けるのと同様の順現法受業の異熟を受けていると理解している。このようにアングリマーラが業の果報を現世で受けている部分について、上座部は教理に合わせて改変して理解していることがわかる。

2.5. 小結

上座部における既有業と三時業とについて概観した。上座部は、有部と異なり異熟果の決定を説かず、業が異熟果を与えることなく消滅してしまうことを説明するために既有業の教理を有する。この教理が現れるのには、Vis. の登場を待たなければならないが、それ以前の文献からも、業が異熟果を与えることなく消滅してしまう可能性を示す文脈が現れている。完成した上座部の既有業と三時業との教理は次のようにまとめられる。

1. 上座部は、既有業の教理を有し、異熟果については不定であると考えている。
2. 異熟時については決定であり、業果の先取りや先延ばしということを認めていない。
3. 阿羅漢にも現世でつくった順現法受業は残り、機会が得られれば異熟を与える。過去世でつくった業についても、機会を得たものについては阿羅漢に異熟を与える。

3. 結論

以上、有部の定業・不定業、および上座部の既有業について考察した。有部は、定業・不定業という分類を設け、定業の三時業については変更不能だが、不定業については異熟時も異熟果も変更が効くと考えている。一方の上座部は、既有業の教理を設け、三時業についても異熟を打ち消すことが可能であるとするが、異熟時の変更については出来ないと考えている。有部の定業・不定業の分類にあわせて、上座部の教理を図示すれば次のようになると考えられる。

			異熟時	異熟果
有部説	定業	順現法受業	決定	決定
		順次生受業	決定	決定
		順後次受業	決定	決定
	不定業	時不定異熟定業	不定	決定
		時異熟俱不定業	不定	不定
上座部説	順現法受業		決定	不定
	順次生受業		決定	不定
	順後次受業 ⁽³⁴⁾		決定	不定
	既有業		—	—

よって、有部と上座部の三時業は、言葉の上では同じであっても、その理解はまったく一致しない。有部は異熟時の決まっていない不定業の教理を有する。一方の上座部は異熟時の決定を主張するため、業果の先取りを認めることができない。そのため經典中に現れる〈業果の先取り〉の事例に対して、両部派はまったく異なる理解を示している。

この両部派の業に対する意見の相違が明らかになるには、有部の『大毘婆沙論』、上座部の Vis. の登場を待たなければならないが、この相違の傾向は、有部の六足発智や上座部の七論の中からも見出すことが出来る。

〔注〕

- (1) 佐々木現順 [1990: pp. 217.15-222.13] は、不定業の概念によって、仏教の業論が、運命論（決定論）に陥ることがないと評価している。
- (2) = 『毘曇婆沙論』 卷11 (T28. 84b26-b29)
- (3) 『大毘婆沙論』 卷20 (T27. 103c05-06) : 譬如有人欲適他國所有債主悉來現前彼人即便迴轉酬償。
= 『毘曇婆沙論』 卷11 (T28. 84c03-04) : 如人欲至他國。債主來責
- (4) = 『八韃度論』 卷15 (T26. 841b11-843a20)
- (5) 『大毘婆沙論』 卷114 (T27. 593b23-28)

- (6) 『大毘婆沙論』卷114 (T27. 593b28-c06)
- (7) 『大毘婆沙論』卷114 (T27. 593c06-22)
- (8) 『雑心論』卷3 (T28. 895c22-29) ; AKBh. (p. 230.7-12) ; 『順正理論』卷40 (T29. 570b28-c05) ; 『藏頭宗論』卷21 (T29. 875c18-24) などの有部論書は譬喩者説とする。AKVy. (p. 392.21) は、この譬喩者を経部とする。
- (9) 『大毘婆沙論』卷114 (T27.593b10-11) ; 『雑心論』卷3 (T28. 895c22-23) ; 『順正理論』卷40 (T29. 570c27-29)
- (10) 四業説は、『大毘婆沙論』以降の有部論書において必ず説かれる。『心論』卷1 (T28. 814b13-15) ; 『心論経』卷2 (T28. 842b15-22) ; 『雑心論』卷3 (T28. 895c16-22) ; AKBh. (pp. 229.21-230.1) ; 『順正理論』卷40 (T29. 569a24-29) ; 『藏頭宗論』卷21 (T29. 875c12-16) ; ADV. (p. 141.9)
- (11) 五業説が説かれる論書として次のようなものがある。AKBh. (pp. 229. 21-230.1) ; 『順正理論』卷40 (T29. 569a29-b01) ; 『藏頭宗論』卷21 (T29. 875c17-18)
- (12) 佐々木現順 [1990: p. 221.5-10] は、この現存中阿含においては業果を転じるという不定業の概念が現れていないと指摘する。
- (13) = 『毘曇婆沙論』卷11 (T28. 82c21-26)
- (14) 来世の境涯に「寄せて受ける」ことが出来ないという意。
- (15) 『順正理論』には、引用される經典の名前は記されていないが、身・戒・心・慧の修習によって業が転じると説かれる点から、『中阿含』卷3, 11からの引用であることが解る。
- (16) cf. Vis. (p. 601.1-14) ; ANA. iii, 33 (Vol. ii pp. 210.30-212.2)
- (17) = 浪花宣明 [2008: pp. 271.26-272.5]
- (18) 註釈の理解に従うならば、ここでは異熟時の決定についてではなく、異熟果の決定について意見の相違があると考えられる。すなわち、上座部は「異熟時のみ決定、異熟果は不定」を主張し、他部派は「異熟時・異熟果ともに決定」を主張していると考えられる。
- (19) 佐藤密雄 [1991: p. 872.15] は、自論師を他論師に訂正して訳出しているが、根拠が明確でない。PTS 版・ビルマ版は共に自論師 (sakavāḍissa) としており、英訳 Law [1940: p. 237.18] も自論師のまま訳出している。また、この註釈に現れる既有業 (ahosikamma) は上座部特有の教理であることから、他部派によって主張された説であるとは理解しがたい。ここでは自論師のまま訳出する。
- (20) Ss. (p. 137.25-28) : 阿羅漢たちの順次生受と順後次受というこれら二つの業は、業の滅尽をなす阿羅漢道によって破壊されている。順現法受はあり、それは阿羅漢果を得た者にも異熟を与える。
- (21) KvAT. 17, 2 (VRI: p. 147.7) : 「異熟の番 (vāra) を得ていない [業]」とは、「異熟を与えることについて機会 (okāsa) を得ていない [業]」ということである。
- (22) この点で出世間無漏業による業滅は、世間有漏業による業滅と大きく異なっている。浪花宣明 [1994: pp. 13.27-15.31] [2008: pp. 271.12-273.24] は、謝罪や帰依などの善業による悪業の業

滅を紹介しているが、これら世間的な業滅は、輪廻の終局に直接向かうものではない。

- (23) 佐々木現順 [1990: pp. 221.18-222.2] は、漢訳中阿含と比べてパーリ所伝の本経を「ここでも亦身・戒・心・慧を修習しないから、その人の業が地獄に導くというのであって善因楽果・悪因苦果の必然的理法のみが語られている。その必然性に反して、業因の善悪と異質的業果が生じ得る可能性は現存の中阿含には以上の如く説かれていない」と評価している。
- (24) ANA. iii, 99 (Vol. ii p. 361.3-4) : 「身体を修めず」云々によって、身体の修習のない、輪転に趣く凡夫が示されている。
- (25) ANA. iii, 99 (Vol. ii p. 361.9) : 「身体を修し」云々によって、漏尽者が示されている。
- (26) 榎本文雄 [1989: p. 6.23-25] も、本経の趣旨を「ここでは悪業や悪業の報いそのものは変わらなくても、修行をすれば悪業の影響力が相対的に小さくなるという趣旨のようである」と評価する。この理解について異論はないが、榎本文雄 [1989: p. 6.23-25] は本経を、四無量心の修習による業滅と関連して理解している。これについては疑問の余地がある。
- (27) 別本の yeva に従えば「実にその業のうち」となる。
- (28) PTS は *ditṭh'eva* とするが、ANA. の引用や別本にあわせて *ditṭhe vā* と読む。
- (29) Ss. (p. 138.14-15) : これら (順現法受・順次生受・順後次受) の移転はない。その通りの位にのみ、存在する。これは増支部第三集の註釈に説かれている。
- (30) 第一速行思 = 順現法受業、第二～第六速行思 = 順後次受業、第七速行思 = 順次生受業
- (31) アングリマーラの業滅や、阿羅漢後に受けた悪業の報いについて、上座部註釈家は非常に複雑な理解を示す。ここではアングリマーラの受けた苦受が、〈業果の先取り〉ではなくて、順現法受業を受けたと理解されていると示すにとどめる。
- (32) 同時に、平岡聡 [2008b: p. 23.2-5] は、このような苦果のエピソードが、後世の増広であることも指摘している。
- (33) PTS に従うと主語 *Bhagavā* と、過去受動分詞 *vuttaṃ* との格が合わない。別本に従う。
- (34) 上座部と有部とは順次生受業の定義が大きく異なっているので、同じ〈異熟時の決定〉であっても、その理解は異なっていると考えられる。AKBh. (p. 259.20-23) では第八有を引く定業が問題とされていることから、有部における順後次受業は、来々世以降のどれかの生で異熟することが決まっていると考えられる。一方、ANA. iii, 33 (Vol. ii pp. 211.24-212.2) によれば、上座部において順後次受業は、来世以降から般涅槃するまでのあいだ随順し、機会を得たときに異熟すると考えられている。したがって、上座部における順後次受業の異熟時決定とは、順現法受・順次生受にならないという意味である。

〔略号一覧〕

ADV.	P.S. Jaini. <i>Abhidharmadīpa with Vibhāṣāprabhāvṛtti</i> . Patna, 1959
AKBh.	P. Pradhan. <i>Abhidharmakośabhāṣya</i> . Patna, 1967
AKVy.	U. Wogihara. <i>Abhidharmakośavyākhyā</i> . 山喜房佛書林, 1971 (復刻版)

不定業と既有業 (清水俊史)

- AN. *Aṅguttara-Nikāya*. PTS
ANA. *Aṅguttaranikāya-Aṭṭhakathā (Manorathapūraṇī)*. PTS
ANṬ. *Aṅguttaranikāya-Ṭīkā (Anuttānattadīpanā)*. VRI
Jā. *Jātaka*. PTS
KP. *Karma-prajñapti*. D4088 , P5589
Kv. *Kathāvatthu*. PTS
KvA. *Kathāvatthu-Aṭṭhakathā (Pañcapakaraṇa-Aṭṭhakathā)*. PTS
KvAṬ. *Kathāvatthu-Anuṭīkā (Pañcapakaraṇa-Anuṭīkā)*. VRI
MN. *Majjhima-Nikāya*. PTS
MNA. *Majjhimanikāya-Aṭṭhakathā (Papañcasūdanī)*. PTS
MNṬ. *Majjhimanikāya-Ṭīkā (Līnatthappakāsini)*. VRI
Pṭs. *Paṭisambhidāmagga*. PTS
Ss. *Sārasaṅgaha*. PTS
Vis. *Visuddhimagga*. PTS
- Law [1940] *The Debates Commentary (Kathāvatthupparakaraṇa-Aṭṭhakathā)*. London: PTS, 1969 (Reprint)
榎本文雄 [1989] 「初期仏教における業の消滅」. 『日本仏教学会年報』 54, 1989. pp. 1-13(L)
佐々木現順 [1990] 『業論の研究』. 法蔵館, 1990
佐藤密雄 [1991] 『新訂増補 論事附覚音註』. 山喜房, 1991
浪花宣明 [1994] 「パーリ上座部の業論 (1) 業果の必然性」. 『仏教研究』 23, 1994. pp. 3-20(L)
浪花宣明 [2008] 『パーリ・アビダンマ思想の研究』. 平楽寺書店, 2008
平岡聡 [2008b] 「アングリマーラの〈言い訳〉—不合理な現実の合理的理解—」. 『佛教学セミナー』
87, 2008. pp. 1-28

〔付記〕

- ・パーリ文献は、基本的に PTS 版を底本とし、第六結集版 (VRI: Vipassana Research Institute 版) を参照した。ティーカー (Ṭ) など PTS から未出版のものは、第六結集版を底本とした。
- ・一重線のアンダーラインは、〈引用元—註釈資料〉間の引用関係を表す。二重線のアンダーラインは、〈註釈資料—複註資料〉間の引用関係を表す。

(しみず としふみ 文学研究科仏教学専攻博士後期課程)

(指導教授：本庄 良文 教授)

2010年9月27日受理